

## 第 23 号議案

ふじみ野市資料館条例の一部を改正する条例

ふじみ野市資料館条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ふじみ野市立資料館条例

第 2 条の表ふじみ野市立大井郷土資料館の項位置の欄を次のように改める。

ふじみ野市苗間 40 番地 39

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

ふじみ野市立大井郷土資料館の位置を変更するため、ふじみ野市資料館条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。